

境トリニタスジュニアユース会則

第1条〔名称〕

名称を境トリニタスジュニアユース（以下単にクラブ）と称する。英語による表記はSakai Trinitas JYという。

第2条〔所在地〕

本クラブは、主たる事務局を茨城県猿島郡境町染谷642番地1に置き、境トリニタスパーク、境町サッカー場、茨城県立境高等学校を主たる活動場所とする。

第3条〔基本理念〕

本クラブは、サッカーの技術・戦術の向上はもとより、サッカーを通じて健全な心と健康な身体を育てる。それにより、会員一人一人が自分の可能性を見だし伸ばすことでよりよい人間として成長することをめざす。また、地域社会のスポーツ振興に貢献することを基本理念とする。

第4条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1)本人及び法定代理人（親権者または後見人）が本クラブの基本理念に賛同し、かつ本会則その他クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条〔入会手続き〕

入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、クラブに申し込む。

第6条〔会費〕

本クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

- (1)年会費は、会員1人につき13,200円（税込）を入会月に納入するものとする。
- (2)退会後に再入会した場合は、年度内に限り、年会費再徴収はしないものとする。
- (3)月会費

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
1・2・3年生	火・水・金・土・日曜日	5回／週	14,300円

- (4)納入の方法は、金融機関のゆうちょ銀行による自動払い込みで納入する。（毎月5日に自動で引き落とされる。また、5日が休日の場合は、郵便局の翌営業日となる。）
- (5)一旦納入した会費は、原則として返還しない。
- (6)年会費、月会費以外に、トレーニングウェア代等を別途納めるものとする。また、合宿などを実施した場合も臨時に集金をする場合もある。
- (7)休会を希望する者は、休会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (8)退会を希望する者は、退会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (9)退会をする場合、トレーニングウェア代等の代金が完納していない場合は必ず支払うこととする。

(10)割引制度(兄弟姉妹割引制度)について

○兄弟姉妹が2名同時に在籍されている場合、2人の内いずれか低額の方の月会費を半額免除とする。

○兄弟姉妹が3名以上同時に在籍されている場合、3人目以降については、最も低額の方の月会費を全額免除とする。

○この制度は、サッカーとその他の種目においても適用される。

(11)遠征の運営費として、以下の通り活動協力金を納めるものとする。

○指導者の運転するマイクロバスや乗用車に乗車した会員は、片道あたり500円（税込み）を支払う。（支払い方法は翌々月の月会費と合算して支払う。）

第7条〔会費の滞納〕

会費の納入を怠った場合、本クラブはその会員に対する指導を停止し、またはその会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

第8条〔傷害保険〕

会員は、入会時に本クラブの指定するスポーツ保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

第9条〔休会〕

休会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

(1)休会を希望する者は、その前月25日までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

(2)休会期間は2ヶ月間を限度とする。月会費は発生しない。

(3)2か月を越えて休会する場合は、退会扱いとする。

第10条〔退会〕

退会する場合は以下の手続きを行わなければならない。

(1)退会を希望する者は、その前月25日までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

第11条〔練習〕

学年	曜日	練習時間	場所
1・2・3年生	火曜日	18:30～20:30	境高校
	水曜日	18:30～20:30	境高校
	金曜日	18:30～20:30	境町サッカー場

(1)雨天時や日時、会場の変更については、本クラブよりメールにて事前に連絡することとする。

(2)雨天時の活動は、休みとなる場合もある。

(3)土曜日や日曜日は、練習や練習試合を行う。

(4)夏休みなどに合宿や集中トレーニングを行うこともある。

(5)中学3年生は、3月初旬をもって卒団とする。(1・2月の活動については、会費・活動曜日・活動時間が変更になる場合があります。)

第12条〔遵守事項〕

- (1) 本会則および本クラブの諸規則を遵守すること。
- (2) 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこととし、練習方法や試合時における選手起用など「サッカーの指導」の範囲については、全てコーチに一任し異議無きこととする。

第13条〔禁止事項〕

- (1) 本クラブの秩序、風紀を乱す行為
会員の整髪料の使用や茶髪・金髪などの変色は禁止とする。また、奇抜な服装や髪型も禁止とする。
- (2) 本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条〔負傷時の処置〕

- (1) 本クラブの会員が活動中に負傷した場合は本クラブが応急処置を行う。
- (2) 前項の応急処置ないし療養に要する費用は、すべて会員の負担とし、クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。但し、規定の範囲内において第8条の保険で給付を受け取ることができる。

第15条〔除名〕

- 会員が次のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。
- (1) 本会則に違反したとき
 - (2) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
 - (3) 会費を2ヶ月以上滞納したとき。
 - (4) 事前の申し出をせずに、1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第16条〔事故等の責任〕

- (1) コーチ・スタッフが会員を送迎・引率をする場合の万一の事故などについては、その本人に責任を負わすことはしない。
- (2) 会員は本クラブにおける活動およびグラウンドの利用に際して、コーチ及びグラウンド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブ及びスタッフ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

付則

- 1 本会則は、平成30年2月1日より施行する。
- 2 本会則は、平成30年12月1日、一部改正（第6条、第11条）
- 3 本会則は、平成31年3月1日、一部改正（第6条、第8条、第9条、第10条、第11条）
- 4 本会則は、令和1年10月1日、一部改正（第6条、第8条、第9条、第10条、第11条）
- 5 本会則は、令和1年11月1日、一部改正（第6条、第9条、第10条、第11条）
- 6 本会則は、令和2年1月31日、一部改正（第6条、第11条）
- 7 本会則は、令和3年1月31日、一部改正（第11条）
- 8 本会則は、令和3年11月25日、一部改正（第6条、第11条）
- 9 本会則は、令和4年11月25日、一部改正（第6条、第11条）
- 10 本会則は、令和7年1月10日、一部改正（第6条、第11条）
- 11 本会則は、令和7年10月10日、一部改正（第6条、第11条）
- 12 本会則は、令和8年4月1日、一部改正（第6条、第11条）